

# 新型コロナウイルス感染症対策「市民が受けられる主な支援策」の制度概要についてお知らせします 第2弾

広報大船渡 令和2年8月20日号

事業名称	実施区分	対 象	内 容	問い合わせ先
<b>◇ 市内店舗等利用促進</b>				
地元の宿泊助成事業 ※詳細は広報大船渡 8月20日号に掲載	9月1日～	市内の宿泊施設を利用する市民	【支給額】 ◆宿泊料金(消費税・入湯税を除く)を上限に最大5,000円を助成 ◆ほか、以下「Go To キャンペーン」及び「地元の宿応援割」などの宿泊助成制度併用可	大船渡市観光推進室 ☎0192-27-3111(内線114)
Go Toトラベルキャンペーン	実施中	感染予防対策を実施する宿泊施設に宿泊し、「新しい生活様式」に基づく旅のあり方に取り組む人	【支給額 ※～8月31日(予定)】 ◆旅行代金の35%(1人1泊最大14,000円、日帰り旅行最大7,000円) 【支給額 ※9月～(予定)】 ◆旅行代金の35%+地域共通クーポン券15%(1人1泊最大2万円、日帰り旅行最大1万円)	GoToトラベル事務局 ☎03-3548-0520、0570-002-442
地元の宿応援事業	受付中 (～8月24日)	岩手県内の宿泊施設を利用する岩手県民	岩手県の宿泊施設で利用できる2,000円の割引クーポン券を発行(期限～9月30日)	泊まるなら地元割クーポン事務局 ☎019-601-8161
地域消費喚起促進事業 (大船渡市ふるさと振興券発行) ※詳細は広報大船渡 8月20日号に掲載	配布予定	市内の全世帯(世帯主あて)	飲食店、小売業、サービス業のうち小規模店舗で使えるふるさと振興券を配布 (1世帯あたり1万円)	大船渡商工会議所 ☎0192-26-2141
<b>◇ 資金支援</b>				
緊急小口資金特例貸付	受付中	休業などにより、収入の減少があり、緊急かつ一時的な資金が必要な世帯	【貸付上限】 ①学校などの休業、個人事業主などの特例の場合 20万円以内 ②その他の場合 10万円以内 【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内 【貸付利子・保証人】無利子・不要	大船渡市社会福祉協議会 ☎0192-27-0001
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	受付中	休業手当の支払を受けることができなかった中小企業の労働者	【支給額】休業前賃金の80%(月額上限33万円)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
<b>◇ 家賃支援</b>				
生活困窮者住居確保給付金	受付中	離職、やむを得ない休業などにより経済的に困窮し、住居を失った人または失う恐れがある人(その他支給要件あり)	【支給額】1人世帯 31,000円、2人世帯 37,000円など世帯人数に応じて上限額あり 【支給期間】原則3カ月、要件を満たす場合は最長9カ月まで延長可能	大船渡市社会福祉協議会 ☎0192-27-0001
<b>◇ 子育て世帯などへの支援</b>				
ひとり親世帯への臨時特別給付金	受付中	①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人 ②公的年金等を受給し、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人 ③家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準の人	【支給額】 基本給付額 1世帯5万円(第2子以降1人につき3万円。対象者①は申請不要) ※収入が減少した場合5万円追加(要申請)	大船渡市子ども課 ☎0192-27-3111(内線193)
岩手県出身県外大学生等応援事業費	受付中	県内でインターンシップや就職活動などを行う、県外に進学している岩手県出身大学生など	【支給額】 最大2万円(交通費・宿泊費)	「いわてとつながろう!Uターン就活応援助成金」受付窓口 ☎019-656-1580
<b>◇ 感染者などへの支援</b>				
傷病手当金 (国民健康保険および後期高齢者医療制度)	受付中	給与の支払いを受けている被保険者で、感染、または感染の疑いにより、療養のため働くことができない人 ※ただし、働くことができなかった期間に給与が支払われなかった、または一部しか支払われていない場合に限る	【対象期間】 療養のため、働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から、働くことができない期間 【支給額】 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象日数(支給額の上限あり)	国民健康保険について 大船渡市国保年金課国保係 ☎0192-27-3111(内線143) 後期高齢者医療制度について 大船渡市国保年金課医療給付係 ☎0192-27-3111(内線148)
<b>◇ 猶予・減免</b>				
保険税(料)などの減免	受付中	主たる生計維持者について、感染により死亡または重篤な傷病を負った世帯、または、収入の減少が見込まれるなどの一定の要件に該当する世帯(介護保険料にあっては第一号被保険者)	【内容】 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免 【申請期限】 令和3年3月31日まで	大船渡市税務課諸税係 ☎0192-27-3111(内線153)
国民年金保険料の減免	受付中	本年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の免除などに該当する水準になる見込みの人	国民年金保険料を減免	大船渡市国保年金課国民年金係 ☎0192-27-3111(内線145・146) 一関年金事務所 ☎0191-23-4246
納税猶予、公共料金などの支払猶予	受付中	①本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している人 かつ、 ②一時に納付し、または納入を行うことが困難である人	国税・地方税・電気・ガス・電話料金・NHK受信料など、各種公共料金の支払を猶予	国税:国税局猶予相談センター ☎0120-945-430 県税:大船渡地域振興センター県税室 ☎0192-27-9912 各種公共料金:契約事業者まで
納税が困難な人に対する徴収猶予の特例制度	受付中	①本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している人 かつ、 ②納期限までに納付すべき額を納税することが困難である人	本年2月1日から令和3年1月31日(※)までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税などほぼ全ての税目が対象 ※令和3年2月1日へ改める政令の改正が予定されています。改正され次第、市広報などでお知らせします	大船渡市税務課収納係 ☎0192-27-3111(内線158)

※上記支援制度の内容は8月7日時点のものであり、今後の情勢などの変化により内容の変更や新規制度の創設が行われる場合があります。制度の変更や追加があった際は、広報などでお知らせします。